

平成24年度第1回

札幌市次世代育成支援対策推進協議会

会 議 録

日 時 : 平成24年11月15日(木) 14時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 18階 第3常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（横井子ども企画課長）

定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会を開催いたします。

私は、子ども未来局子ども企画課長の横井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の委員の皆様のご出席の状況ですが、磯野委員、追分委員、片山委員、芝木委員、敦澤委員より欠席のご連絡をいただいております。それから、山根委員がまだ来られていませんが、そのほかの皆さん出席いただいております。

2. あいさつ

○事務局（横井子ども企画課長）

最初に、子ども未来局長の大谷内より、ごあいさつを申し上げます。

○大谷内子ども未来局長

皆様、こんにちは。子ども未来局長の大谷内でございます。

本日は、金子座長をはじめ、委員の皆様は、何かとお忙しいところかと思いますが、この協議会にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

そして、委員の皆様におかれましては、常日頃から子育て支援の関係、それから、さらに進んで札幌市の福祉行政全般にかかわってご協力をいただいておりますことに、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

本日は、平成22年度にスタートしました「さっぽろ子ども未来プラン」の後期計画にかかわる進捗管理の関係、それから、この協議会の専門部会でご議論いただきました「児童会館のあり方」の提言書案についてご議論をいただく予定でございます。ご議論をよろしくお願いいたします。

つい最近でございますけれども、札幌市の平成23年の合計特殊出生率が正式に発表されたかと思いますが、これが、昨年と同じ1.09という数字でございました。国の数字も、変わらず1.39という数値が出てまいりましたけれども、札幌市も数値が大きく伸びていないということと、国と比較しても非常に低い状態にとどまっている状況が改めて発表されたわけでございます。

前回、昨年の協議会でもご説明しましたがけれども、国の内閣府の政策統括官で、少子化対策を統括しておりました村木厚子さんが北海道を訪れた際に、この次世代育成支援対策推進法というのは国の少子化対策のための法律だったわけですがけれども、10年間の時限立法で進めてきたこの施策がすべてむだであったということがわかったとおっしゃってございました。札幌市としても、数値が全然変わらないということから見ると、そういうことが同じように言えるのかもしれない。

そこで、この後の話でございますけれども、国は、本年8月に、改めて、子育て支援の

関連3法を成立させました。これが、平成27年度スタートで実施されるところでございますので、今進んでいる10年の時限立法の次世代育成支援対策推進法が切れるところと重なるようにして、ちょうど時期を一にして、新しい政策を進めていくことになろうかと思っております。私どもは、新たな政策が順次明らかになるのを待って、急ぎ、取り組んでいかなければならないと思っているところでございます。

私たち札幌市職員は、一丸となって取り組んでいこうと考えているところでございますけれども、何分、我々の知恵では解決しがたい点が多々あるかと思っておりますので、本日の会議におきましても、委員の皆様から、さまざまな視点による忌憚のないご意見をちょうだいしたいと考えているところでございます。

ご議論を、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局（横井子ども企画課長）

それではまず、会議資料の確認をさせていただきます。

厚い資料の資料1「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）平成23年度実施状況報告書（案）」でございます。資料2ですが、お手元にお送りしたものに加えて、机上に差しかえの新しいものを置かせていただいておりますけれども、「児童会館のあり方についての提言書案」ということで、今、机上に配付させていただいているものをご覧いただきたいと思っております。若干修正したところがございますので、それは、ご説明させていただくときに触れさせていただきます。それから、資料3ですが、「子ども・子育て関連3法」に関する説明資料、それから、資料4として、「次期委員改選（案）」ということで、皆さんの現行の任期が、今年12月17日までとなっておりますので、その後の展開を示した資料としております。

資料は以上の4点でございますが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

なお、本日の協議会ですが、この会議場は17時に終了ということで、長丁場でございますが、最大17時の3時間の時間をとらせていただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これからは、金子座長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○金子座長

年に一度とはいえ、大事な会議にたくさんの出席をいただきまして、ありがとうございました。

この協議会は、先ほど局長がおっしゃったように、次世代育成の支援対策推進のために計画をつくって、その計画の実施状況について、年に1回、この協議会に事務局から報告をいただくという趣旨で続いているものでございます。専門家も含めて、たくさんの方々

から協力をいただいて、前期の計画が終わって、今、後期の平成22年、平成23年、平成24年の3年目に入っているということでございます。

先ほど、この10年間はむだだったとおっしゃって、我々は非常に厳しいなと思うのですが、すけれども、次世代育成支援対策推進法は、もともと少子化対策と理解していたのですが、次世代育成なので、少子化対策とは何かということが書かれていませんでした。それは仕方がないだろうと思っています。むしろ、つい最近出た今年の厚生労働白書を見ると、少子化対策という言葉自体をやめる、そして、子ども・子育て支援に切りかえるということが明言されておりました。やはり、10年間、間接的に少子化対策をやってきたつもりだったのでしょうけれども、これからは、少なくとも、生まれた子どもに対してはしっかりした環境をつくろうではないかというふうに少し変わってきたのではないかと、今、専門の立場から理解しております。

そういう国の動きとあわせまして、札幌市は、これも局長がおっしゃったように、政令指定都市で相変わらず一番低い合計特殊出生率でありますし、全国から、札幌市が何をやるかはずっと注目されておりますので、この協議会でも積極的なことを展開していきたいというふうに思います。委員の皆様方も、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、前回の協議会から、委員の方が1人おかわりになっておりますので、簡単な自己紹介をしていただきたいと思います。

○事務局（横井子ども企画課長）

山根委員ですけれども、10分ほどおくれて来られるというお話がありましたので、来られた際にまたお願いします。

○金子座長

わかりました。

そのほかの委員の方々、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、議題1の「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）の平成23年度の実施状況」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（横井子ども企画課長）

資料1の「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）平成23年度実施状況報告書（案）」についてご説明いたします。

さっぽろ子ども未来プランは、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法で策定を義務づけられている市町村の行動計画でございます。平成16年度から平成21年度が前期計画、現行のものが平成22年度から平成26年度の5年間の後期計画となっております。本計画は、毎年、進捗状況を点検・評価することとなっており、本日の協議会で点検・評価をいただいて、最終的に市民に公表することとなります。

それでは、平成23年度の実施状況について、資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

1ページには、後期計画の施策の体系について示しております。前期計画と同様、上段

にあります基本理念、「子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」をもとに、左にごございます7つの基本目標、その横にごございます基本施策を設定しております。それに応じる形で個別の事業を設定しております。

平成23年度の個別事業の実施状況につきましては、この資料の大半を占めるものですが、15ページから85ページまでにすべてを掲載しております。ここに200有余の事業がございますが、それに加えて、昨年度に開始した新規の事業が12ございましたので、86ページから90ページまでに、その新規追加のものを掲載しております。

本日は、時間の都合もごございますので、個々の事業についてのご説明は割愛させていただきまして、2ページから6ページまでの総括と、7ページから14ページの基本目標ごとの取り組み状況に基づいて、その概要を説明したいと思います。

まず、7ページですが、基本目標ごとの取り組み事業の状況を説明させていただきたいと思えます。

7ページの基本目標1です。

最上段に記載しておりますが、先ほど計画の基本理念を申し上げましたが、基本目標の1番目も、「子どもの最善の利益を実現する社会づくり」となっております。

そして、8ページの上段でごございますが、基本目標ごとに上段に実施状況のまとめという事で囲みを設けております。

なお、後期計画におきましては、7つの基本目標に対しまして、全部で30の重点項目を設定いたしております。

それではまず、まとめをもとに、順に説明させていただきたいと思えます。

8ページの基本目標1のまとめでごございますが、実施状況としては、平成23年3月に策定いたしました「札幌市子どもの権利に関する推進計画」及び「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づきまして、子どもの権利理解の促進を図るとともに、全区に家庭児童相談室を設置するなど、子どもの最大の権利侵害となる児童虐待に対する相談体制の強化を図ったものでございます。

次に、8ページから9ページにかけての基本目標2の「安心・安全な母子保健医療のしくみづくり」についてでございます。

9ページの上段に囲みでまとめを掲載しておりますが、実施状況としては、未受診妊婦の防止・解消に向けた普及啓発活動を実施したほか、不妊で悩む夫婦に対する治療費の助成や相談事業の実施など、妊娠期から一貫した相談支援体制の整備に努めたものでございます。

このほか、産婦人科救急医療機関の空きベッドの状況を確認するオペレーター業務の実施や、子ども医療費の助成を実施することで、周産期医療及び小児医療体制の充実を図っております。

次に、基本目標3「働きながら子育てできる社会づくり」について、9ページから10ページにかけてでございますが、10ページ中段のまとめをもとに説明したいと思います。

実施状況としては、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進として、初めて、育児休業取得者が出た場合の助成金の支給など、従来の取り組みに加え、新たに札幌市の中小企業向けの融資制度の一つでございます産業振興資金を借り入れたワーク・ライフ・バランスの推進企業に対する補助制度を創設し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の増加に努めたものでございます。

また、保育施策に関しましては、保育所整備による定員増、延長・休日保育の充実などで、多様な保育サービスの充実を図ったものでございます。

次に、10ページから11ページにかけて、基本目標4「すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり」について、11ページ下段のまとめでございます。

実施状況としては、すべての家庭が子育てにおいて孤立することのないよう、市内の各地域における地域主体の子育てサロンの立ち上げを推進するとともに、札幌市が指定した場所において、週3回以上開設する常設の子育てサロンの設置に努めたほか、区における子育て支援の中心的な役割を担う区保育・子育て支援センター、愛称ちあふるの全区設置に向けた整備を進めているところでございます。

次に、12ページの基本目標5でございますが、下段にまとめをしております。

「特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり」という基本目標でございますが、実施状況としては、虐待等により、家庭での養育が困難となった子どもに対して、家庭的な環境のもとでの個別的な養育を推進するため、里親登録数の増加やファミリーホームの増設に努めたものでございます。このほか、障がいのある子どもなどが適切な支援を受けられるように、幼稚園・保育所・小学校の連携強化などを図ったほか、母子家庭等への支援として、経済的自立を促進するための就職活動に有利な技能取得に係る給付金の支給対象を拡大したものでございます。

次に、13ページから14ページにかけて、基本目標6の「子どもが豊かに育つ環境づくり」でございます。

そのまとめが14ページの上段にございますが、子どもが多く時間を過ごす学校において、札幌らしい特色ある学校教育として、雪、環境、読書の3つをテーマとして、そのテーマに沿った取り組みを進めるなど充実した学校教育の推進を図っているほか、いじめや不登校の問題についても、スクールカウンセラーの配置時間の増など、相談体制を強化しております。このほか、放課後の居場所づくりとして、小学校区単位でのミニ児童会館等の整備を進め、すべての子どもたちが安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所確保に努めたほか、子どもたちが豊かな人間性をはぐくむことができるよう、既存の公園を活用しながら、規制を極力排除した子どもの主体的な遊び場でございますプレーパークを実施するなど、さまざまな体験活動の機会を提供しております。

最後に、基本目標7の「子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり」でございますが、14ページの下段にまとめております。

実施状況としては、妊産婦や乳幼児を連れた親が安全、快適に外出できるよう、地下鉄

全駅へのエレベーター設置の完了など、子育てしやすい生活空間の整備に努めたほか、犯罪の防止に関しましては、事業者による地域防犯活動の促進など、地域における防犯力の強化を図り、子どもが安全・安心に暮らせるまちづくりに努めたものでございます。

それでは、戻っていただきまして、2ページの総括表についてでございます。

2ページは、成果指標の一覧を掲げているものであります。

後期計画においては、市民の視点に立った成果を把握するため、個別事業ごとの目標値と、それとは別に、計画全体及び、ただいま説明した7つの基本目標ごとに成果指標を設定しております。

それでは、この2ページの成果指標の状況に関し、次の3ページに総括のまとめを記載しておりますので、あわせて説明いたします。

後期計画全体の成果指標としては2つございまして、「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」につきましては、2ページの上段に数字を掲げてありますが、平成22年度から平成23年度にかけて、54.6%という数字から53.2%とおおむね横ばいに推移したものでございますが、2つ目の指標の「子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合」は、平成22年度は調査を実施しておりませんので比較はございませんが、平成20年度の計画策定時の調査の数字の46.7%と比べると、平成23年度は65.1%と増加したものでございます。この要因といたしましては、長引く景気の低迷と相まって、昨年の東日本大震災以降、多くの国民の子育てを含めた将来に対する不安や負担感が増大したことなどが影響しているものかと考えております。

次に、基本目標ごとの成果指標の1番から7番についてでございます。

2ページ真ん中の表をご覧くださいと思います。

平成22年度から平成23年度にかけての変化でございますが、目標3に関する2つの指標、目標3-1の「仕事と生活の調和がとれていると思ふ人の割合」、それと目標3-2の「希望した時期に、希望した保育サービスを利用することができた人の割合」に関する数値は、それぞれ5.4ポイント、4.7ポイントと上昇したものでございますが、反面、目標1、それから目標2、目標4、目標6の4つの指標につきましては、ほぼ同程度で推移しております。

また、目標5「特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思ふ人の割合」と目標7「子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちであると思ふ人の割合」に関しては、数値がそれぞれ7.5ポイントと6.5ポイント低下したものでございます。

それから、目標4「子育てについての相談体制に満足している人の割合」、目標5「特別な配慮を要する子どもの支援体制が整っていると思ふ人の割合」ですが、その数値自体が37%、それから34.3%と、4割以下にとどまっております。

目標3に関する2つの指標の数値が上昇したことにつきましては、普及啓発活動を通してワーク・ライフ・バランスの認知が高まったことや、保育所整備による定員増、さらには延長保育の拡大など、多様な保育サービスの充実が評価されたのではないかと考えてお

ります。

しかしながら、4ページをご覧いただきたいのですが、データ3の表に示しておりますとおり、保育所の待機児童数は定員増にもかかわらず増加しておりますので、さらなる整備が必要となっているところでございます。

次に、成果指標の割合が40%以下となっている目標4と目標5でございますが、平成23年度の取り組みとしては、子育てサロンの設置促進による地域の子育て支援の充実のほか、区の家庭児童相談室の設置をはじめとした児童に関する相談体制の強化など、子育て家庭が抱えるさまざまなニーズに対応した相談機能の充実に努めたところでございます。

児童虐待につきましては、また4ページに戻っていただきたいのですが、児童相談件数の推移のデータ4の表のとおり、括弧書きで書いている数字でございますが、平成22年度から平成23年度にかけて、児童相談所の虐待取扱件数は減少していますけれども、区の家庭児童相談室における虐待取扱件数が増加したことで、札幌市全体の虐待取扱件数も増加しているものでございます。区の相談体制の強化により、虐待を受けている子どもへの対応が強化されていると考えていいのではないかと思います。

しかしながら、目標4と目標5ともに、先ほど申し上げましたように、成果指標としては4割に達していないことから、今後は、その取り組みの推進をもとより、相談窓口や取組内容に関する情報の発信を強化していくことが必要であると考えております。

このように、さまざまな子育て施策を推進しておりますが、一部、結果の低いものもありますので、引き続き、取り組みの推進を図るとともに、取組状況に関する情報を市民に適切に影響していくことで、さらなる向上につなげていきたいと考えております。

最後に、札幌市の少子化について、5ページから6ページです。

冒頭の局長のごあいさつに合計特殊出生率の説明がありましたが、データ5のとおり、平成22年の数値が1.09で出ておりますけれども、平成23年の数値も1.09で同じでございました。本市の合計特殊出生率は、平成21年に比べて若干増加しましたが、全国平均の1.39と比べて低い数値となっております。平成22年の時点におきましては、政令指定都市と比較しても一番低い数値となっております。

また、データ6のとおり、合計特殊出生率を母の年齢別（5歳階級別）に見ると、30歳から34歳、それから35歳から39歳の出生率が増加しております。市全体の合計特殊出生率の推移とおおむね一致しているところでございます。

また、婚姻に関してでございますが、6ページのデータ8、それとデータ9のとおり、札幌市の特徴として、女性の未婚率と平均初婚年齢が全国平均に比べて高いという傾向にございまして、これも、札幌市の少子化の要因の一つとして考えられるところでございます。

以上、雑駁ですが、さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）平成23年度の報告書の説明とさせていただきます。

○金子座長

どうもありがとうございました。

議題1の「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）の平成23年度実施状況」について、ご説明をいただきました。

しばらく、委員の皆様からのご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

どなたでも結構です。いかがでしょうか。

○笠井委員

ただいまの説明で、2ページの目標4と目標5の数値でポイントの減少がありますけれども、これに関連しまして、12ページの特別支援教育の件で質問いたします。

現在、発達障がい児がすごく増えていると思うのですが、軽度の場合は普通学級に在籍することが多いかと思います。それで、学校の方も、学力についていけない子どもたちの対処が大変だというお話を伺っております。

そこで、51ページにそれに関連した数字として、学びの手帳発行数が、平成23年度は500部だったのが、平成24年度は見込みで2,000部になっています。この辺の実際の数字は今出ていますでしょうか。

また、学びのサポーターは、大体1校に障がい児が何名ぐらいで1人派遣という決まりになっているのでしょうか。もしわかればお伺いしたいのです。

○金子座長

よろしく願いいたします。

○事務局（横井子ども企画課長）

今日は、教育委員会が出席しておりませんが、その辺の数字は押さえておりませんが、また後ほどお示しをしたいと思います。

○金子座長

後ほどというのは、後日、皆さんにということですね。わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

○秦委員

まず、2ページの後期行動計画全体の成果指標の中で、子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合が減少しています。基本的にはずっと横ばいで来ているのでしょけれども、余り伸びが見られません。そして、子育てに不安を感じる方の割合も、一向に減らないというか、むしろ65.1%は非常に高い数字かと思うのですが、この辺の結果について、ざっくりで結構ですが、こういうことが要因として挙げられるのではないかというような市のとらえみたいなのはあるのでしょうか。

○事務局（金田子ども育成部長）

子ども育成部長の金田でございます。

1番目の子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合は、マイナスが1.4ポイントですので、平成22年度と平成23年度の間の誤差は、秦委員がおっしゃるとおり、横ばいととっていいのではないかと考えているところです。

当初、これは目標値を60%に設定していたのですが、平成22年度で54.6%達したということもありまして、目標値を70%に変更しております。ですので、このところの要因分析はなかなか難しいのですが、2番目の子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合は非常に多くなっております。

これも、要因を分析するのは非常に難しかったのですが、やはり、昨年の震災の影響とか、景気の低迷が非常に長引いておりますので、そういったことも相まって、多くの皆さんの子育てを含めた将来の生活に対する不安とか負担感の増大が影響しているのではないかと分析しているところでございます。

○金子座長

よろしいでしょうか。

○秦委員

行政施策とかサービスというよりは、全般的な経済問題とか、将来に対して不安があるということですね。

○事務局（金田子ども育成部長）

指標としてとったアンケートの中では分析が難しかったところがございます。もうちょっと詳しく分析していくと、施策の中で必要なものが見えたかもしれません。ちょうど平成25年度に調査を予定しておりますので、そういったことも踏まえながら調査を進めたいと思っております。

○金子座長

社会調査の専門的な立場からすると、この手の問題は、札幌市だけの判断には到底ならないのです。聞かれた方は、札幌市のことを余り知らない人もたくさん答えますので、日本全体の一つの雰囲気みたいなものが、札幌市ではどうですかと聞いたときにも影響するので、これが上がったり、下がったり、成果がある、ないという議論にする方がなかなか難しいと思います。

私は最初から言っていたと思いますが、意識的なデータが成果指標と言うこと自体に無理があります。成果の評価ではあるのですが、成果を直接指標化したものではないので、そのあたりは、読むときに注意をしておかないと、誤解することが多いのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○伊藤委員

目標4と目標5のところは、残念ながら、ポイントが下がっているのですが、先ほどのご説明の中で、3ページの目標4、目標5については、今後、取り組みの推進はもとより云々ということで、情報の発信等を強化していくというお話があったのですが、このポイントだけを見ていきますと、例えば、ある程度認知されていれば、その認知度というのは、人の出入りがあっても、ある程度維持されるのかなと考えやすいのですが、この場合、ポイントが下がったというのは、認知度が下がったというより、例えば、ニーズの

ずれが生じてきたという問題がほかにあったのではないかと推測が立つのですけれども、この調査の中で、理由として、こういったものもあるかもしれないというものがもし見えていれば、教えていただきたいと思います。

○事務局（金田子ども育成部長）

目標4の方は、子育ての相談体制に満足している人の割合ということで、聞き方としては、18歳以下のお子さんがある方のみにお聞きしているのですけれども、回答欄が、「そう思う、まあそう思う、余りそう思わない、全くそう思わない、わからない」となっております。ですから、ポイントが下がった理由については難しいところです。特別な配慮を要する支援体制が整っていると思っている人の割合については、特別な配慮が必要な子どもが、どういう子どもを指すのかという注釈をつけております。虐待など不適切な養育環境で育った子どもや、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなどのことを指しており、少しわかりやすくなっているのですが、この問いでも、認知度が下がったからというような理由がわかるものになっていないというのが現状でございます。

児童相談所の方から、何かつけ加えることがありますか。

○事務局（難波児童福祉総合センター所長）

私どもの児童相談所について、相談体制の強化ということで、昨年4月から、区の健康・子ども課の中に家庭児童相談室という児童虐待相談を主とした担当窓口をつくっています。また、児童相談所でも、従前から児童虐待等についての電話あるいは通告は受けていまして、これは夜中も受けているのですが、やはり、夜中とか休日は職員も比較的手薄になるものですから、そこに専門の非常勤職員1人あるいは2人を常態的につけて、対応の強化をしています。

相談件数としては、窓口を増やした、あるいは、身近なところに相談室をつくったということで、数字的には、虐待相談が増えているのがあるのかどうかという議論はありますが、虐待に丁寧に対応をしている点では、むしろ良くなっているかと思えます。

ただ、このアンケートの質問は、こういうものを設置したという具体的なアンケートにはなっていないかと思います。

いずれにしても、これはできたばかりなものですから、区ですぐに虐待相談ができますとか、児童相談所とも連携してできるとか、ほかにもこういう相談をする窓口はたくさんあるのですけれども、そういったことの周知は必要だとは思っております。

○事務局（金田子ども育成部長）

もう一点、委員からご質問があった、ニーズに変化があったかどうかを確かめているのかについてですが、平成25年度に調査する際に、そのニーズの変化についても確かめるような形で調査をしてみたいと考えております。

○伊藤委員

各区に家庭児童相談室を設置していただいたりしている中で、ここに所属されている職員は、専門のことを長くやられている方を配置されている現状があるのでしょうか。それ

とも、以前は違う職種にいた方がこの場で担当されているという経緯も中にはあるのか、その辺をお聞きします。

○事務局（難波児童福祉総合センター所長）

まず、各区の方に設置した家庭児童相談室ですが、基本的に2名体制になっておりまして、1人は係長職です。もう一人は、非常勤職と言いまして、常勤の職員よりも若干時間が短い職員でございますが、係長職は、保健師職であるとか、児童相談所に勤務をしていた者とか、できるだけ専門的な対応をできるような職員を極力配置しております。

それから、非常勤職についても、小学校、中学校の校長をされていた先生であるとか、我々児童相談所の課長職等を経験している者を配置していますので、なるべく専門的に対応できるような職員を配置しております。

それから、先ほどはちょっと言葉足らずだったのですが、児童相談所は、常に電話を含めた相談あるいは通告を受けておりますが、去年9月から、職員体制がちょっと手薄になる夜や休日への対応として、子ども安心ホットラインを設置し、非常勤職ですけれども、職員をつけております。これは、当番で電話を受けておりますが、この選考に当たっては公募をしております。当時は、20数名ぐらいの応募がありまして、5名を採用しておりますけれども、基本的には、養護施設とか通園施設等に勤務をされていた方など、多くが児童福祉の経験を持った方なので、相手の話を聞いての受け答えということについて、かなり専門的な対応ができる者を配置したつもりであります。

○秦委員

4ページの虐待通告の件数ですが、これは区役所と児童相談所でダブルカウントになっていることはないのでしょうか。

○事務局（難波児童福祉総合センター所長）

一部、区役所に初期対応の通報が来ているものの中で、一時保護をしなければいけないとか、これは養護施設への措置をしなければいけないとか、処遇が困難なものになりますと児童相談所に移ってきますので、そういったものは重複カウントされている部分があります。

○秦委員

その辺の割合は出てこないのですか。

○事務局（難波児童福祉総合センター所長）

割合は出ていません。

○秦委員

出ていないなら、いいです。

○金子座長

今の説明のもとになる資料は、47ページ以降の基本目標5ということでよろしいでしょうか。ここに幾つも事業名が書かれてありますが、こういうことを見ておけばある程度はわかるだろうということだと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

先日の社会福祉審議会でも質問があったのですが、児童相談所に電話をするときに、一元管理をすることが大事だと思うのですが、今の話で言うと、子ども安心ホットライン、児童相談所、家庭児童相談室に電話をするということは、別々の電話という理解でよろしいですか。

○事務局（難波児童福祉総合センター所長）

別々の場所になります。

○金子座長

どこでもいいということですね。

○事務局（難波児童福祉総合センター所長）

先ほども話しましたように、もし、区の方でやるよりも、児童相談所の専門的な機関で、少しカウンセリングの強化をした方がいいとか、行動観察をした方がいいということになると、一時保護所に一定期間入所をしてもらって、そこで児童福祉士とか、心理士とか、医学的な診断も含めた分析が必要であれば、それも含めて対応を進めてまいります。ですから、そこら辺は、相互連携という形で役割分担をさせていただいております。

○金子座長

それはいいのですが、最初です。最初のラインをどこにするかということは、一元管理をした方が絶対にわかりやすいです。例えば、110とか119という形にしておいた方が良いでしょう。市民としては何番にかけていいかわからないです。電話帳を送るまでもないぐらいに、同じ番号にしておいた方がよろしいと思うのです。

それから、事情に応じていろいろな対応の仕方がありますから、それは今おっしゃったとおりだと思うのですが、最初の通告が、子ども安心ホットラインでも、児童相談所の担当者のデスクでも、それから、家庭児童相談室でも十分やっていけるといえるのか、市民からの通報が十分になるかどうかですね。それは、私は児童福祉の方の専門分科会でも前からずっと言っているのですが、それについてはいかがですか。やはり、今のように3本立てみたいな形の方がよろしいですか。

○事務局（難波児童福祉総合センター所長）

座長がおっしゃるように、児童虐待であれば、一つのところにかけるという形では、実は、全国一律、共通の電話番号があります。例えば、室蘭市の人がかけると室蘭児相につながる仕組みにはなっております。そこら辺は周知不足で申しわけないですが、一つの窓口がいいのか、あるいは、複数にした方がいいのかというのは、市の行政内部でもいろいろな考え方がありまして、実は、不登校とかいじめとか**など**も含めて、一元管理をした方がいいのではないかという意見もございます。

ただ、どちらかというところ、私どもの子ども安心ホットラインとか、家庭児童相談室は、大人の方が相談されることが多く、逆に、子どもが、例えば、いじめに遭っているなどということになると、また違う窓口で電話をするものですから、そこら辺は、複数の窓口があった方がいいという議論もあるものですから、虐待防止のために一元化が必要な部分も

あると思うのですが、どういった声の拾い方をすればいいのか、検討させていただきたい
と思います。

○金子座長

ほかにいかがでしょうか。

○秦委員

それに付随しての要望ですけれども、例えば、区役所に相談に行って、区役所から児童
相談所の相談判定課に回されて、そこからまた初期調査課に回されてと、窓口を転々とさ
せられてということが起きないようにしていただきたい。最低でもそこだけはしっかりし
ていただければと思います。

○事務局（難波児童福祉総合センター所長）

それは一番大事なことだと思いますので、そうならないように、我々、内部でもう一度
確認いたします。

○金子座長

虐待の通告で言うと、近隣というのは大体半分ぐらいで、警察と学校が3割ぐらいです。
それから、開業医の医院があります。そこにホットラインと児童相談所と家庭児童相談室
の3つの番号をきちんと周知していただいて、例えば壁に張っておくなどですね。そうい
うことをされると、このケースはこちらとかあちらという判断ができて、もっと事前に虐
待防止の電話がどこかに入るといったことがあると思います。内部で検討されただけではな
くて、外に向けて、そういう電話番号が3つなら3つありますよというようなチラシ一枚
でも、開業医、学校、町内会ルートなどに配付されたらよろしいと思いますけれども、い
かがでしょうか。

○品川委員

今、金子座長がおっしゃられたのは、周知の仕方の話ですね。多分、全国一律の番号が
出ているチラシをつくっていらっちゃって、この間の11月の防止月間の始まりに地下街
で配布されたものも、一律の番号が大きく載っていて、そのほかにとということだったので、
それがもっと一般市民の方にわかりやすくしていただきたいと思っています。

専門機関に関しては、座長がおっしゃるように、いろいろな部分があって、それぞれに
応じてするというのを、市民の方にわかりやすく伝えていくということですね。10月
の広報さっぽろの中にも児童相談所のことが大きく出ていましたが、案外、まちを歩いて
目立つというものがないかもしれないので、その辺を工夫していただけたらと思います。

今現在されていると思うので、より一層、わかりやすくなると思います。

○金子座長

ありがとうございました。

いずれにしても、周知の努力をしていただくことをお願いします。

ほかにもたくさん説明をいただきましたので、ご意見、ご質問をお願いします。

○山田委員

山田でございます。

9 ページの基本目標 3 の「働きながら子育てできる社会づくり」に関する質問です。

認可保育所等整備事業についてですが、平成 22 年からだったと思うのですが、保育ママという制度を新たに導入されて、今年 10 月から、新たに認定した保育ママが活動を始めていらっしゃるということですので、この間に見えてきた課題や、評価すべき点も含めて、もう少し教えていただければと思います。

当初、保育ママを一人でされている方もいらっしゃると思うので、例えば、病気になった場合に通常の保育所との連携が必要だとか、乳児が幼児へと成長した際の保育所への引き継ぎなど、そのあたりについて、実際に実施して見えてきた課題や評価を教えていただければと思います。

○事務局（福田子育て支援部長）

子育て支援部長の福田でございます。

保育ママ制度については、今おっしゃられたように、平成 22 年の 2 月からスタートさせていただきまして、ことし 10 月の段階で 21 名の保育ママに、定員で申し上げますと 105 名という段階まで来ております。

まず、プラスの評価としましては、ご利用いただいている方々の声として、やはり、家庭的な雰囲気の中で、子どもが保育ママになじんで、それなりに安心して預けられる、それから、保育ママとご父兄の方々の交流になりますので、非常に相談もしやすいといったお話もいただいているところです。

それから、課題と申しますか、当初、保育ママ一人と、あとは補助者の方という形でやっていたケースを、代替保育ママという制度を取り入れることで、常に 2 人体制でお子さんを見ていけるように、それから、もし何かあったときには、それをバックアップするための保育所を設定させていただいておりまして、集団保育的なことを月に 1 度実施しております。今までのところはないですけれども、例えば、保育ママが病気になられたといった場合については、そういう保育所でお受けをすることができるような体制を組ませていただいております。

ちょうど平成 22 年からスタートでございますので、先ほどおっしゃられたように、そろそろ乳児の方が幼児へという転換期に来ております。通常の乳児保育所から通常の幼児の保育所に転園していくということが可能というふうに私どもは今のところ考えておりまして、その辺は余り問題にならないと思っています。

ただ、まだ大きなニーズが出てきていない状況ですので、今後、そういう問題についても検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○山田委員

ありがとうございます。

先ほど、定員が 105 名というお話だったのですが、今、実際に利用されている児童数

はどのようになっているのでしょうか。

○事務局（福田子育て支援部長）

98人です。

○山田委員

ありがとうございます。

○小川委員

小川です。

続けての同じ質問ですけれども、グループ型の2人の保育ママを認定したというところで、今後の傾向としては、グループ型を進めていくような形になっていくのでしょうか。

○事務局（福田子育て支援部長）

どちらかというところ、家庭的なというところで事業がスタートしておりますので、居宅型が多くなると思います。現在もそうなっております。

ただ、保育ママの場合は、一戸建てのお家でという形でやらせていただいておりますが、そうすると、どうしても郊外が多くなります。そうすると、街中のニーズには応えられないということになりますので、そういった場合には、グループ型をつくっていかざるを得ないと考えております。

ですから、今後の保育に対するニーズの状況に応じて対応させていただきたいと思っています。

○小川委員

待機児童への対策では、今後、広げていくということがすごく大事だと思いますので、例えば、グループ型の方を進めていくという形をとるのであれば、課題等を整理しながら計画的に増やしていただければと思います。

○事務局（福田子育て支援部長）

一応、子どもは平成26年度までに40人の保育ママということで計画をつくらせていただいております。その辺の通常のご家庭の個人である保育ママと、それからグループ型ですね。これは、先ほども申し上げましたように、ニーズに合わせた形で対応させていただきたいと思っています。今の段階でどちらが何人という計画は持ち合わせていないところでございます。

○小川委員

働きながら子育てできる社会づくりということですので、保育ママ制度をしっかりと根づかせていってほしいというのが希望であります。

もう一つは、基本目標4の「すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり」の10ページですけれども、常設サロンの設置箇所数が、平成26年度の目標の97カ所に対して、平成23年度が31カ所という形で、平成24年度までの経過では余り数が増えていない現状だと思います。目標の平成26年度までに97カ所ということに対して、きちんと到達点を見据えた進め方をしていかななくてはいけないと思っていますので、平成23年度

の実績を踏まえた上で、どのようなことを具体的な対応策としてやっていくのか、教えていただきたいのです。

○事務局（福田子育て支援部長）

常設サロンは、1中学校区に1カ所ということで、今、97カ所という目標値を掲げさせていただいているところです。ただ単に、私どもがつくれますとってつくってという——行政がつくるサロンであれば、幾らでもそのとおりにいくのですが、地域の方々と連携をとりながらということで、地域の中でも、地域主体の子育てサロンの月に1回とか2回という形で実施いただいております。児童会館も、今、ほとんど全中学校区に子育てサロンができています。それから、区保育・子育て支援センター・ちあふるが各区に整備されてきている状況です。

そういった中で、地域の方にご理解とご支援をいただきながら進めさせていただいております。

今年度は、トラブル等もございまして、区の方との協力体制、それから、地域の方にもお伺いをさせていただいて、ご理解とご協力をいただいている状況です。今年度、いろいろな形で地域の方をお願いをした部分が、来年度以降、ある程度芽が出てくるというふうには私どもは今考えておりますので、もう少し見守っていただきたいというところです。よろしくお願ひします。

当然、NPOの方々のお力もかりなければならぬと思っていますので、小川委員のところにも、ぜひご協力をいただければと思っています。よろしくお願ひいたします。

○金子座長

ありがとうございました。

先ほど聞きそびれましたが、保育ママは11人で、それを利用する人が98人という理解でよろしかったですか。

○事務局（福田子育て支援部長）

平成23年度の段階で11名でございまして、今現在は21名の保育ママにお願いしております、その方々で定員105名の利用人数が98人ということになります。

○金子座長

4人か5人を1人で……。

○事務局（福田子育て支援部長）

一応、保育ママ1人で5人です。ですから、グループ型でいきますと、10人を定数とさせていただいております。

○金子座長

ありがとうございました。

品川委員、お願ひします。

○品川委員

基本目標3の「働きながら子育てできる社会づくり」のことでお伺ひしたのですが、今

は小さなお子さんがいても働きたいという親御さんが大変多いということが、待機児童の問題とかかわっていくと思います。その際に、前に計画を立てたときにも議論になったのが、ぜひ、一般企業の方たちに理解していただいて、育児休業が形だけのものにならないように、いろいろな取り組みの周知をしていったり、具体的な施策として展開してほしいということを、私も発言した記憶があるのです。

ここに、ワーク・ライフ・バランス推進事業ということで、認証取得企業数が、平成23年度実績で304社となっていますけれども、この内実というか、具体的に取り組んだ企業で育児休業をとった方が増えているとか、増えていないとか、その辺を、ざっとでいいので、お教えいただけますか。

○事務局（金田子ども育成部長）

例えば、育児休業をとった会社が何社あったという形のものはあるのですが、中身の分析まではできていないのです。育児休業取得者が初めて出た企業へは20万円の補助があるのですが、それは平成23年度で12社、平成20年度からになっておりますが、今までで47社が利用しております。それから、男性の育児休暇も6社に助成金を支給しています。

認証企業は、今年7月末現在で324社、今は334社になっています。

あとは、ステップ1、2、3とございまして、ステップ1では、173社が登録しております。全体では、建設業が一番多くて104社、製造業が17社などという形になっております。

もう少し詳しいものがなくて、今、うちの方で持ち合わせているものは、これしかないのです。

○品川委員

ありがとうございます。

これは、札幌市だけではなかなか難しいかと思うのですが、お休みをとる、あるいは、働き方を多様に変えてフレックスにするとか、短時間労働にするということをどんどん増やしていかないと、子どもがいて、一生懸命働くのか休むかだけの選択肢だと、やはりすごく難しいですし、現代の社会に合わなくなっているのではないかと思うのです。

それについては、ぜひいろいろな形で取り組んでいくことで、札幌が働きながら子育てしやすいまちに近づいていくのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（金田子ども育成部長）

去年からの事業ですけれども、事業所内保育所というものがあります。自社の従業員のための保育所ですが、現在のところ、9社の手が挙がって、もう全部開設しています。札幌市の補助金を使って開設したところが9社ということでございまして、企業の皆さんにはなかなか意欲的に取り組んでいただいているところでございます。

ご紹介でした。

○金子座長 これに関して、ほかのところで、もう少しご意見、ご質問をいただきたいと思います。

○母坪委員

25ページの基本目標2の重点項目12に関してですけれども、札幌市の乳幼児健診は、相変わらず健診受検率が高くてすばらしいと思います。ありがとうございます。

ここの重点取組事項で、5歳児を対象とした健康相談を行うということと、一元的な情報システムを整備していくと書かれていますけれども、これは、具体的に何年度からということが決まっているのかということと、それから、5歳児も、今の健診と同じように全員が対象になるのか、希望者だけなのか。それから、この情報システムは保健センター内部のシステムなのか。それとも、例えば、僕らが診療していて何か気になる子どもが出てきたときに、その子が、例えば1歳半健診のときは、精査にならなかったけれども、保健所内で気になるような情報が何かあったのかということをごちに情報提供していただけるようなシステムなのか、簡単でいいですけれども、よろしく願いいたします。

○事務局（金田子ども育成部長）

今回は、保健福祉局から出席をいただいているものですから、私どもではここにあるものしか把握していない状況でございます。

今、委員からご質問のあった部分につきましては、保健福祉局の方に問い合わせをしまして、後日、回答をお送りする形にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○金子座長

どうもありがとうございました。それをぜひお願いします。

ほかにかがでしょうか。

○伊藤委員

2つお伺いしたいのですけれども、まず、基本目標4の11ページの一番上に、企業・団体と連携した多様な子育て支援事業があるかと思えます。この右の平成23年度の実績が4団体ということで、平成26年度の15団体の目標に対しては、進捗率からいくと、数字の上ではそんなに大きな進展はしていないように見られます。例えば、この中で、大きくネックになるようなことが考えられるとすれば、どんなことがあるのか、もしあれば参考までにお聞かせ願いたいと思います。

そのネックが取り除かれれば、あるいは、市民レベルでそういった取り組みがなされて、啓発がなされていけば、もっと推進していくのではないかというお考えがあれば、そのネックとなる部分が何かを参考までにお聞かせ願いたいというのが一つです。

それから、12ページにあります特別な支援を必要とする幼児の支援体制ということで、小学校と連携をされているかと思えますが、実際に小学校に上がった子どもたちに対して、具体的にどんな支援というか、連携後の対応をされているのか、今日は教育委員会の方がいらっしゃるということなので、わかる範囲で、あるいは、後日の回答という形でもいいのですが、教えていただければありがたいと思います。

○金子座長

まず、団体の方をお願いします。

○事務局（福田子育て支援部長）

一つ目の質問に関する取り組みとしては、絵本をご寄贈いただいて、それを公立の保育所等に配付させていただいております。それから、コープさっぽろのトドックとか、そこで読み聞かせをしていただいているというご協力をいただいているところです。

それから、私どもが企業へ講師としてお伺いして、子育て支援策などのお話をさせていただく機会があります。それは、企業の中で場所の設定等をお願いしているものですから、その辺がなかなかうまくつながらないこともあって、企業、団体等については数が増えていない状況です。

先ほど言いました絵本につきましては、個人からの寄贈をかなりいただいております、保育所等へはかなり配付をさせていただいているところでございます。

○金子座長

もう一つの方はいかがですか。

○事務局（福田子育て支援部長）

私は、二つ目のご質問を聞き漏らしていたのですが、12ページの幼保小連携の関係でよろしいですか。

○伊藤委員

そうです。

○事務局（福田子育て支援部長）

幼児教育センターを中心にして、各区で取り組みをさせていただいていまして、連携会議は随時行われていると聞いております。

ただ、その詳しい中身等については、私どもも保育所というところがかかわらせていただいておりますが、担当は幼教センターになるものですから、詳しいところにつきましては、後日、幼教センターの方からということによろしいでしょうか。

○事務局（高木子育て支援課長）

子育て支援課長の高木でございます。

今、福田部長からご説明をいたしましたけれども、取組状況は、各区の自主性といえますか、状況に合わせてやっているのですが、定例的にこういう催しをしております。

その中で、小学校に上がるときに、連絡カードなどで連携を図るということで、いろいろなお子さんがいらっしゃると思うのですけれども、手をかけなければならないお子さんをきちんと小学校の方に情報提供をするということで、定例的に開催しているというふうに、担当課長は違うのですけれども、そう聞いております。

以上でございます。

○伊藤委員

そうではなくて、小学校に上がった後、実際に連携を通してどんな対応を具体的にされ

ているのか、参考までにお聞かせ願いたいという趣旨で質問をさせていただきました。

○事務局（高木子育て支援課長）

済みません。次の小学校のところへいくと、教育委員会に聞かなければわかりませんので、どのような使われ方をしているかということをお話の方で確認いたします。

個別のお子さんのお話になると思いますが、多分、有効に活用していただいていると思っております。その辺は確認させていただきます。

○事務局（浜部企画係長）

企画係長の浜部と申します。

最初に答えられなかった教育委員会に関する笠井委員の質問と今の質問は絡んでいますので、今、教育委員会から聞いたことを若干お話ししたいと思います。

今の絡みでいきますと、小学校へ上がってからのことなので、まさしく、先ほど笠井委員からお話ししていただいた学びのサポーター、それから、特別支援学級というところを受け皿として学校の方ではやっているところがございます。

その中で、先ほどの学びのサポーターについての質問でございますけれども、1校当たり400時間という一定の基準を設けて、学校からの要望に基づいて派遣をするということでございます。ですから、平成23年度の実績の243校というのは、学校からの要望で243校です。平成24年度では275校と書いていますので、そこまでは、基準上、対応が可能ということでございます。

ですから、先ほど、幼稚園の方から小学校に上がった段階で、学校の方から要請があれば、こういうサポーター制度を活用して、年400時間まで対応しているという状況を確認いたしました。

もう一点、学びの手帳でございますけれども、ここで、平成23年度の実績として500部、それから、平成24年度は2,000部と書いております。この発行数は、ある意味、印刷数で、お子様に渡した数ではないということでございます。この数の大きな違いは、平成24年度に改訂を行うために、平成23年度は発行数を最低限に抑えて、平成24年度は多くの部数を印刷したということです。

こちらの活用の方法といいたまいますか、渡し方としては、教育センターの方に相談に来たご家庭の方に、当然、初めて来られれば持っていませんので、そういう方に配付をして、その後、継続して活用していただいているという状況でございます。

以上です。

○坪谷副座長

13ページの基本目標6のいじめ、不登校、虐待等関連事業が、重点項目27にあるので、教育委員会が来ていないので後でもいいのですが、今、いじめに関していろいろと世間で報道もたくさんあるし、自殺もあるし、教育委員会の対応とか学校の対応だとか、不信感や非難を浴びている件が多々あります。そこら辺の考え方と、実際にいじめのアンケートをとったとか、カウンセラーを増やしたとここに書いてあるのですけれども、いじめ

がどのぐらいあって、それをどのように防げたか、あるいは防げなかったのかということがここにはないので、これをつくってどうだったのかということをお知らせいただきたいと思います。

それから、不登校のところの下から3行目ですが、「このほか、いじめの状況等に関する調査の実施、不登校」云々といって、「関係機関と連携して学校を支援する学校支援相談窓口の設置」と書いてあるのですが、子どもを支援するということがないので、いじめを実際に受けたり、虐待を受けたりしている子どもを支援する窓口はないのかということです。

言葉の使い方が、今、いじめを受けている子どもに対して学校を支援して、いじめを受けている子どもの支援にならないのではないかとということも思い浮かんだので、考え方とか、実績とか、幾ら子どもの虐待を防げたのか、これから防げるであろうというお考えをお知らせください。

○金子座長

大変大事な質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（金田子ども育成部長）

教育委員会の施策の内容について、詳しいことは教育委員会の方に確認をとります。

それで、学校支援相談窓口が設置されているのだけでも、実際に被害に遭っているような、救いを求めている子どもの支援にならないのではないかとのお話がありましたが、それにつきましては、私どもは札幌市子どもの権利条例を持っておりまして、権利の救済機関として、子どもアシストセンターがございます。もし、いじめられているとか、何か困っているようなことがあった場合には、子どもアシストセンターの方で相談に乗りますし、その中で、例えば、学校との間で調整が必要だとなりましたら、子どもアシストセンターには、2名の救済委員のほかに、調査員が3名、それから、相談員が7名おり、その相談員が実際に学校の方に調査に行っております。そのように調整をして子どもを救済する形をとっております。

例えば、17ページを開いていただきますと、子どもアシストセンターに関する事業の内容が載っておりますので、こちらをご覧くださいといいかと思えます。

それから、7ページの方にも子どもアシストセンターの状況が、上から3段目に、子どもの権利の救済ということで重点項目として上がっておりますので、こちらをご参照いただくとよろしいかと思えます。

あとは、私どもの仕事としては、今のいじめの部分では、13ページの囲みの下の方に、不登校生徒の受け皿となっている民間施設のフリースクールがございまして、そういったところに対する支援のあり方を平成23年度に調査いたしまして、平成24年度の5月に補助要綱を制定して、6月からフリースクールに対する事業補助を開始しております。

今のところ、札幌市内に19団体ぐらいしかございませんので、人数的には在籍している生徒はまだ多くございませんけれども、そういった形で、学校以外の居場所についても

事業を進めているところでございます。

○金子座長

ありがとうございました。

たくさんのご意見をちょうだいいたしました。すぐに答えられないことは、後日、委員の方々にご連絡するというところでございました。

それでは、今回、事務局の方から提示された報告書（案）を、さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）平成23年度実施状況報告書の最終案としてよろしいでしょうか。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子座長 それでは、協議会として、そのように承認いたします。どうもありがとうございました。

引き続きまして、もう一つの議題がございます。

2番目の児童会館のあり方検討に対する提言についてでございます。

これは、私が部会長を務めている児童会館あり方検討専門部会において取りまとめた案でございます。

まずは、坪谷副座長の方から、検討の経緯や構成の概要を説明いたしまして、その後で事務局の方からもっと詳しい内容のご説明をいただきます。

まず、副座長、お願いいたします。

○坪谷副座長

まず、1ページの「はじめに」の上から4行目のところですが、外部委員を2名加えた7名の委員となっているのですが、8名が正しい数字でございますので、訂正していただければと思います。

それで、概要につきましてご報告させていただきます。

この件につきましては、ニーズの多様化や老朽化施設の再整備といったさまざまな課題を抱えている児童会館についてのあり方を検討するために、昨年次世代推進協議会の中で、専門部会を設置して集中的に検討してほしい旨、事務局から依頼を受けて進めてきたものであります。

昨年12月から先月までの11カ月間で5回の部会を開催して検討してまいりました。

当初は、厳しい財政事情から現状の数を維持することは難しい、つまり児童会館の数を減らしていくための手法も含めて検討されたわけですが、この協議会は、次世代育成支援を推進することがテーマというわけですから、最終的には、数を維持することが最低限必要だろうという結論に至りました。

ただし、少子化が進む中で、ただ児童会館の数を維持することが必要というのでは説得力がありませんので、提言書は、今後の方向性として、まず、数を維持すべきという結論を出した上で、財政状況に対応して、持続できる施設・制度とするための経費の大幅な削減・節減と子どもの健全育成の推進という二つの視点から、ハード、ソフト、運営という

三つの面に対して、児童会館の今後のあり方を提言している内容となっております。

ソフト、ハード面のポイントとしては、古くなった児童会館を建てかえる際に、単独で行うのではなく、他の公共施設、特に小学校と合築するという点であります。児童会館を他の施設と合築することは、別々に建設するよりも建設費用を大幅に抑制できるというコスト面のメリットがあるだけでなく、児童会館を利用したことのない人たちとの交流機会が生まれるなど、健全育成の質の向上も期待でき、その効果は極めて高いと考えております。また、併設相手となる施設としては、さまざまな要素を総合的に考慮して、小学校がよりふさわしいと結論づけております。

次に、運営面のポイントであります。強調したいのは、教育委員会との連携であります。児童会館は、子ども未来局が所管する施設であり、この提言は、子ども未来局が進める児童会館のあり方検討に対して行うものですので、本来であれば他部局である教育委員会へのテリトリーまで踏み込むのは遠慮すべきかもしれませんが、やはり、子どもの健全育成を推進するためには、教育委員会との一体的な運営が不可欠であり、そのためにも、教育委員会に対して具体的なアクションを提言するつもりとしております。

5回に渡る専門部会では、8名の委員の方々から熱心な、活発な意見を、そして積極的な意見を数多くいただいておりますことをここにご報告させていただきたいと思っております。

以上、私から簡単に経過やポイントを説明いたしましたけれども、引き続き、事務局から、内容の説明をお願いいたします。

○事務局（横井子ども企画課長）

子ども企画課長の横井でございます。

私の方から、提言書案のページに沿って、概略を説明させていただきたいと思っております。

1ページ目でございますが、現状と課題でございます。

札幌市は、これまで、1中学校区に1館を基本として、独立した建物でございます児童会館の整備を進め、平成12年にその目標を達成して、現在は104館の児童会館がございます。少子化が進む近年におきましても、児童会館、ミニ児童会館を合わせた利用者数は増加傾向にあるということで、子どもを取り巻く環境が大きく変化している現在において、児童会館の必要性は高まりつつあります。

一方で、さまざまな課題を抱えていることに加え、札幌市の厳しい財政状況の中で、今後も安定した児童会館事業を継続するためには、その担うべき役割、適正規模など、今後のあり方を検討することが求められており、ご検討をお願いしたわけでございます。

その児童会館の課題としては、そこに3つ挙げておりますが、1つ目は、市民ニーズの多様化でございます。これまで、児童会館は小学生のための施設だけではなく、中高校生の居場所や子育てサロンなど、子育ての支援についての役割も担ってきたところでございますが、近年は、そういう部分におけるニーズが高まってきているという認識でございます。

2つ目としては、これは一番大きな課題でございますが、築30年を超えるような年数

を経た児童会館、向こう10年ぐらいの間には建てかえが必要となるであろう館が13館あるなど、老朽化した施設も多くなっております。児童会館を建てかえる場合、1館当たり2億円という費用がかかるわけですが、厳しい財政状況の中、現在、そのままの規模で建てかえていくということは、児童会館に限りませんが、市の公共施設全般の課題であり、極めて難しい状況があるということがございます。

3つ目としては、設置場所の偏りでございます。

児童会館は、中学校区単位で配置しているところがございますが、小学生にとっては、必ずしも身近な学校の近くにあるわけではなく、校区の真ん中にあるわけでもございませんので、小学生にとっては、利便性や安全性の面で地域の格差が生じているということもございます。

これらの課題を踏まえまして、児童会館が今後どうあるべきかについて、専門部会でご議論いただきまして、3ページ目以降に、今後の方向性としてまとめております。

先ほど、副座長のご説明にもございましたが、厳しい財政状況にご配慮いただき、児童会館の数を整理することも含めて検討いただいていたわけですが、児童会館の数を減らすのは好ましくない、1中学校区に1館という現在の配置基準は最低限維持するというお話をいただいております。その上で、財政負担を抑制するため、さらには、児童会館の存在意義を高めていくために、ハード、ソフト、運営の面から、今後の方向性をご提言いただいたことになっております。ソフトについてでございますが、コストダウンを図るだけではなく、機能強化やサービスアップを目指すことが提言のポイントでございます。

手法として、1つ目は、児童会館の多機能化です。子どもの健全育成において、今、不足しているのは、子ども同士の集団形成ということと、親とか先生だけではない多様な大人の方との多世代の交流でございます。現状においても、児童会館は交流を持てる施設ではございますが、今以上に機能を多様化して、さまざまな世代や立場の人を呼び込むことで交流機会を増やすとともに、児童会館の利用者増にもつながるというご提言をいただいているものでございます。

児童会館は、しかしながら、子どもの健全育成のための施設でございますが、あくまでも、多機能化と申しまして、子どものために行うべきであるというご意見をいただいております。最後にもその点を強調しております。

2つ目は、子育てしやすい地域づくりとして、地域連携の強化を挙げております。

札幌市には、さまざまな児童福祉施設があり、例えば、保育とか自立支援といったように、その利用条件が特化された施設もありますが、その中で、児童会館は、唯一、利用条件を特化していない、つまり、すべての子どもが自由に好きなときに遊びに来ることができる、子どもにかかわるさまざまな地域の人や団体などが集える場所です。児童会館が持つ健全育成、あるいは、課題が起きる前に予防していくという特徴を生かして、地域における子育て・子育て支援のネットワークの拠点になるということで、子育てしやすい地域づくりを進めていくべきであるというご提言となっております。

3つ目は、事業の選択と集中でございます。

ここも、かなりご議論をいただいた部分でございますが、財政状況が厳しい中、施設面にいろいろな検討を加えていく中で、一例として、中・高校生の夜間利用が取り上げられましたが、利用者数が少ないです。1児童会館当たり中・高校生は7人、8人ぐらいの利用人数であるということで、利用数が少ないことも議論の対象になりました。そこで、その事業を廃止するという結論ではないとしながらも、やはり、利用実績の低い部分については、見直しも図る必要があるというご意見をまとめていただいております。

次に、4ページ、5ページのハード面でございますが、今ある児童会館は、きちんと保全を行いながら、長く大切に使うことはもちろんの前提でございますが、いずれは更新の時期が来るわけでございまして、児童会館を更新する場合の考え方として、3つ挙げております。

5ページの1番目の公共施設との併設でございます。札幌市には、数多くの公共施設がございまして、それぞれ異なった事業を行っておりますが、その設備等は共通するものが多くございます。したがって、児童会館を含めた地域の拠点施設を集約、複合化することで、建てかえのコストは抑制できる可能性がございます。また、ほかの公共施設と併設することで、児童会館を利用したことのない人たちとの交流機会が広がること、さらには、そういった人たちの目に触れることで、子どもたちのステップアップが期待できるなど、コストダウン面だけではなくて、機能強化の面からも、他の公共施設との併設は効果があるというご意見がございました。

また、併設相手となる施設でございますが、多世代交流という観点からは、既に例もございまして、老人福祉施設などが効果的である、あるいは、地域の集会施設との併設は効果的であるとのご意見もいただきましたが、歩いて通いやすい範囲とか、利用者の中心である小学生——6割半ばの利用のある小学生の利便性、安全性、それから、施設を共用する可能性なども検討した結果、小学校と併設するのがよりふさわしいであろうという結論をいただいたところであります。

ハードの2つ目としては、児童厚生施設としての基準維持ということでございます。

児童会館を建てかえる場合、コストの制約という理由だけではなくて、併設を念頭に置いた場合、敷地の関係などの諸事情がございまして、施設の規模を縮小せざるを得ない場合も想定されます。ただし、児童会館は、児童福祉施設に規定されている児童厚生施設という位置づけでございますから、その規定に沿った安定的な運営が児童厚生施設として保障されているものでございまして、国からの補助もございます。児童会館の規模を縮小したとしても、法令等に定めがあるこの基準は維持し、児童厚生施設としての位置づけは維持すべきものという考え方でございます。

近年も、真駒内やもみじ台の小学校の統廃合がございましたように、子どもの数が今後も減少し続けることが想定される地域もございます。児童会館の数を維持していくことを基本としながらも、このような地域においては、単純一律な再整備ではなく、規模や配置

の考え方を見直すべきであるのご提言をいただいておりますので、その旨の記載もさせていただきます。

6 ページのマネジメント（運営）についてでございます。

先ほど、坪谷副座長からのお話もございましたが、子ども未来局と教育委員会の連携を強くご提言いただいております。子どもの健全育成は、子ども未来局、教育委員会両者にとって共通のテーマでございます、協働してやっていくことは当然のことでございます。

小学校との併設を実現するためには、子ども未来局の提言にとどまらず、教育委員会にもお伝えするということが必要であろうと、提言書としてはそこまで踏み込んでとの趣旨でございます。

7 ページの附帯意見でございますが、ここは、児童会館の再整備に関連して、別途、検討する必要があるものとして、3つ挙げております。

1つ目は、子どもをはじめとした利用者参加型の検討プロセスの実施についてです。ほかの公共施設と併設する各論の議論がこれからされていくことになると思いますが、その設計段階などでも、ワークショップとか、子どもを初めとした地域の利用者が参加できる検討プロセスを必ず実施するという事です。

2つ目は、ミニ児童会館のあり方でございます。今、小学校は202校ありまして、児童会館は104館ですから、中学校区におおむね二つの小学校があると考え、一つには児童会館があって、一つには児童会館がない。でも、児童会館のない小学校には、その小学校の余裕教室を活用して、おおむね2教室を使ったミニ児童会館を設置してきておりますが、そのミニ児童会館のあり方の見直しについて検討してはいかがかということでございます。

3つ目が、児童会館の名称変更または愛称をつけることについてでございます。児童会館という名称は、現存する最古の児童会館であります中島児童会館——最古というのは日本で初めての児童館ということでございますが、その中島児童会館の建設に当たって、公募によって決まった名称でございますが、施設の内容を知らない方が聞いたときに、専ら子どもだけが行く施設なのかというイメージを受けたりなど、どういうイメージをもたれているのかわからないという状況もございます。したがって、こういう機会をとらえて、新しいイメージがわくような名称を検討することについてご提案を受けたものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○金子座長

どうもありがとうございました。

目次を見ますと、現状と課題、今後の方向性、附帯意見、それぞれに詳しいご説明でございました。しばらく、この現状と課題、今後の方向性、附帯意見、どれをとりましても結構ですが、委員の皆様からご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

いかがでしょうか。

○事務局（横井子ども企画課長）

説明し忘れてましたが、9ページの委員名簿でございます。本来、ここには、専門部会としてご議論いただいた方のことを表示しなければならないのですが、それがちょっと抜け落ちております。

専門部会の8名の方は、上から順番に、幌南小学校の校長先生の追分委員、それから、臨時委員として、北大工学研究院の小篠委員、その次に、民生委員児童委員協議会の笠井委員、それから、臨時委員として今回お願いした札幌市立大学の片山委員、それから、部会長はこの協議会の金子座長です。それから、一つ置いて、札幌国際大学の品川委員、それから、この協議会の坪谷副座長に副部会長として入っていただいております。あと一人は、青少年育成委員会の富田委員でございます。

この都合8名の専門委員で、5回にわたるご熱心な議論をいただいたものでございます。

○金子座長

ありがとうございました。

それでは、しばらく、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思いますますが、いかがでしょうか。

専門部会委員の先生方も、ぜひこの機会にご発言いただければと思います。

ソフトもあるし、ハードもありますし、名称変更も含めていろいろな提言を考えてまとめたものでございます。

○小川委員

よくわかりました。

その中で、一つご質問ですけれども、共用可能性のものを考慮するということが掲げられております。ただ、高校生の利用がすごく減っていてというところは、体育館は金銭的にすごくお金がかかるのではないかと思うのですけれども、例えば、今後、建てかえていくというところの方向性では、こういうところが削減されるような形に進んでいくのでしょうか、その辺はまだ検討段階でしょうか、どのような形でしょうか。

○金子座長

ハード面のご質問です。

○事務局（横井子ども企画課長）

この提言書をもとに、札幌市として、児童会館をどうしていくかということについて、市としての方針を固めて、その後、議会等、あるいは市民の皆様方にお示しして、ご理解をいただいでいくことになるのですが、施設の関係で言いますと、児童会館の建物として480平米持っておりまして、そのうちの180平米が体育室でございます。この体育室があることによって、児童センターという形の厚労省の位置づけになりますけれども、規模としては中型の児童会館になると思います。では、その体育室を抱えたまま、ほかの公共施設と合築できるかということ、なかなか難しい面がございます。地域の集会施設にして

も、特にふさわしいと言われている小学校につきましても、小学校には体育館がございますから、体育室を持った施設と合築しますと、敷地内に二つの体育館を持つこととなります。そうすると、小学校に附帯して合築する場合は、体育室は、小学校のものを時間的に使えるものは使わせていただこうと。今現在、ミニ児童会館がそういう考え方でやっております。ただ、常時使えるわけではございませんので、それは、規模として小さくなったとしても運動できるような、球技とか運動種目はできないかもしれないけれども、伸び伸びと体を動かせるぐらいのスペースは確保できる規模で児童会館を合築するのがふさわしいだろうという考え方です。

○小川委員

やはり、私も子育て関係ではいろいろなお話を聞くのですけれども、小さいお子さんだけではなくて、今、公園などでも、バスケットゴールが使えなくなったりとかで、高校生、中学生の活動する場所がすごく制限されていると感じるのです。そこで、今、児童会館の体育館の必要性を、利用度は少ないのかもしれないけれども、あることで、そこに行けるという居場所があるのではないかと思うのですね。ですから、中学生、高校生の行く場所を考えていただいて、利用が少ないからといって、統合されて居場所が少なくなるということだけは避けていただきたいと思うのです。

小さいお子さんでしたら、広々としたところだけで発散できるのですけれども、やはり、今後、すべての子どもたちの健全育成ということを考えると、体育館のあり方はすごく重要なポイントではないかと思っていますので、ぜひ、ご検討の課題の中にしっかり入れていただきたいと思います。

○事務局（横井子ども企画課長）

今のことに関しましては、児童会館が104館ございますけれども、建てかえの時期にこういう考え方をもってというご提言ですので、建てかえをするまでは、使える限りは使っていくということで、もちろん、今日、明日に児童会館が縮小されていくということではないのです。

今、中・高校生の利用実態を見ると、平均して1日に7から8人ということですが、多い児童会館は30人くらい来られるということもありますし、少ないところは2人か3人というところもあるわけです。その辺の利用実態を考えると、ある意味、高校生、中学生の利用というのは、ソフトの持ち方によって効果的な運営の仕方ができるのではないかとあると思います。

いずれにしろ、施設の縮小を徐々に図っていく中でも、中・高校生の利用については、もっと効果的、効率的に利用いただけるようなソフト的な誘導は必要だと思っております。

場合によっては、学校開放となっているような体育館のようなものも事業として使わせていただくようなこともこれから検討していく必要があるのではないかと考えています。

○金子座長

ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

○秦委員

附帯のところのミニ児童会館の今後のあり方の見直しというところですが、これだけだと読み取れない部分があります。あり方の見直しというのは、具体的にどういう部分なのでしょう。

○事務局（横井子ども企画課長）

冒頭に説明を申し上げましたが、中学校区に1館は独立した建物、あるいは、複合施設としての児童会館という建物がありまして、そこは480平米の施設であります。その中学校区の中のもう一つの小学校は、余裕教室を活用しながらのミニ児童会館ということで、2教室分の居場所をつくっている状況でございます。

留守家庭の対策として児童クラブがございますけれども、やはり、小学校区の中で居場所が必要だということもございまして、安全・安心な居場所ということでは、小学校区単位でつくっていく必要があるということで整備しているところですが、ミニ児童会館は128平米で、小学校の2教室分の環境がこのままでいいのかということは、やはり課題であるという意見です。

○秦委員

なくなっていく方向ということですか。

○事務局（横井子ども企画課長）

そうではなくて、ミニ児童会館と児童会館ということで、すべての小学校区にできていくわけでございます。児童会館は、建てかえのときはちょっとコンパクトな形にするというご提言でございますので、そうした中で、すべての小学校区単位に公の居場所ができてくるというときに、児童会館は480平米なり、300平米とコンパクトにできて、ミニ児童会館は、余裕教室を2教室活用した128平米ぐらいの居場所ということで、今は、ミニ児童会館の小学校の子どもも、隣の学校区に行けば児童会館があると、そこは体育室もあるような広い施設ですが、それが小学校区の居場所ということで、すべての小学校区にできていくと、児童会館とミニ児童会館が結果的にバランスを欠く状況もできてくるということもございまして、余裕教室は2教室でいいのかという課題はあるということです。

○金子座長

ほかにございませんでしょうか。

○母坪委員

とてもいい提言で、練られた提言だと思います。これは、僕個人の意見という形になると思うのですが、公共施設との併設で、小学校と併設ということであれば、1中学校区に二つの小学校があつて、どちらかの小学校に併設されるということになると、そちらの小学校の子どもは行きやすいと。ミニ児童会館があるとしても、せつかく新しい児童会館ができたときに、その小学校の子どもは行きやすいけれども、もう一方の小学校はすごく寂

しい感じがします。それだったら、各小学校にはミニ児童会館をすべて置いて、多世代交流ができるようにすると。いろいろな大人と接するということがすごく大事だと思いますので、僕の考えとしては、小学校ではなく、違う世代と交流ができるような施設との併設が、もし可能であればですけれども、理想的かなと思います。

○事務局（横井子ども企画課長）

5 ページですけれども、基本的に、公共施設との併設は、多世代交流という観点からすると有効です。併設相手は、多世代交流という観点からは、地区会館とかコミュニティーの施設、地域の施設、あるいは、老人福祉施設などが効果的であるという提言の中身です。ただ、小学生の安全とか、体育館とか図書室などの施設の共有可能性を考えると、小学校がよりふさわしいという内容でございます。

もちろん、小学校だけということではございませんし、地域会館とか地区センターと併設するような機会に恵まれば、あるいは、地域の意向が合えば、そういうことは可能性としては考えられますので、その辺も生かしたつくりとしております。

○金子座長

いかがですか。そういう回答でよろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

○山根委員

山根と言います。よろしく申し上げます。

初めて参加させていただいて、少しとんちんかんな質問もするかと思いますが、よろしく申し上げます。

この提言の1 ページ目の施設の老朽化というところで、計画的な建てかえや保全工事が必要となりますということです。その下に書いてあるのは、お金が厳しいので、極めて難しいと思われるという内容で、ここで言う建てかえでいけば1 億円、2 億円かかりますが、保全という面で子どもたちの安全ということを考えると、ここはお金がないということではなくて、やはり計画的に進めていかなければいけないだろうと思っています。たまたま、ここにそれが載っていなかっただけで、計画的に保全をしていっているということであればいいと思うのですけれども、そういったものも少しあった方がいいのかなというのが1 つです。

もう1 点は、5 ページ目に、利用者減少地域における考え方ということで、初めに副座長の方からも、減少させないことを大前提に取り組みますということだったので、いいかと思うのですけれども、ここだけを見てしまうと、子どもが少なくなっていったり、利用者が少なくなっていったら、そういうことも考えていきますというような書き方だと思っています。ただ単純に、子どもが少なくなってきた、利用者が少なくなってきたから、ここはちょっと厳しいねと言うのではなくて、どうしてそこには子どもが少なくなってきたのか、もしくは、子どもが少なくなったにもかかわらず、子どもがいるのだから、その子どもが何で利用しなくなっているのかというところまで深掘りして検討していったら

しいと思います。

やはり、子どもの居場所、放課後の居場所というところでは、とても重要な場所だと思っておりますので、単に数が少なくなったからということでは減少させていくという方向ではなくて、そういったことも含めて検討していただきたいという要望でございます。

以上です。

○金子座長

ありがとうございました。

一応、考えてはいたのですが、説明をよろしいですか。

○事務局（横井子ども企画課長）

今の利用減少地域は、基本は、中学校区に1館の104館という児童会館の数だけで言えば、その104館は減らすべきではないというご提言です。しかし、ただでさえ子どもの数が減っていく、あるいは、地域的にすごく子どもの数が少なくなっていったって、学校も統廃合をしなければならないようなところも出てきているわけです。ただ、今、中学校単位でやっています、中学校を統廃合するという話はまだないようですので、それには余り関係ないかと思います。数は維持していくのだと。ただ、子どもが著しく少なくなっている地域には、今、委員がおっしゃったように、いろいろなソフトのあり方があるだろうというご趣旨のご意見もありまして、5ページにはあえてそういうことを書いております。

それから、保全ということは、4ページの一番下段ですが、今ある施設はきちんと保全して可能な限り使うと。要は、104館の児童会館は可能な限りもたせるということがもちろん前提でございますので、その辺は委員のおっしゃるとおりでございます。

○清水委員

清水でございます。

7ページの3の真ん中ですが、ミニ児童会館のあり方の見直しも検討すべきであると書かれていることについて質問します。ミニ児童会館は児童会館の補完的機能を担うとも書いてありますが、利用しているお母さん方によると、低学年のうち子どもが外に出ずにそのまま学校内で預かっていただけるので大変安心でありがたいという声を聴きます。しかし、高学年になるとやはり狭さを感じたり留守宅に居られるようになったりするので一度下校してから児童会館を利用したりと、ミニ児と児童会館の利用の仕方が別のように思います。なのでミニ児童会館が増えていくのか減らしていくのか検討の方向性が大事かと思えます。増やしていただけるなら小さい子どもがいて働いているお母さんは大変助かります。また、児童会館のあり方は高学年から中学生、高校生と幼児の使える内容が大切になってくると思います。その辺りの方向性がお決まりであれば教えて頂きたいと思えます。

○事務局（横井子ども企画課長）

清水委員のおっしゃるとおり、ミニ児童会館は、どうしても施設的に狭く、体育館も時間的に使わせていただいているとか、いろいろな特別教室を使わせていただいているということは、学校の中の調整ではあるのですが、やはり、安全・安心という面や、放課後の

居場所、留守家庭の居場所の面が強くなるかと思います。小学生にアンケートをとっても、低学年はミニ児童会館でも結構満足いただいているのですが、高学年になると、児童会館というふうになってくるのです。広いところで、遊べる種目が多い方がいいということになっているのだと思います。

今、児童会館のない学校区にミニ児童会館を逐次整備して補完的な役割を持たせているというお話をしましたけれども、まだ数として70館です。あと30ぐらいの小学校は、児童会館は隣の校区にはあるけれども、その校区には児童会館もミニ児童会館も何もないということです。民間の学童保育の場所はありますけれども、児童会館という意味では何もないところがまだ30校ぐらいあるので、その整備を、平成26年度に向けて、あと3年でやっていくという状況にあります。

すべての小学校に児童会館もしくはミニ児童会館ができたときに、先ほどお話のあったような施設のバランスをどう考えるのかということは、これからの課題としてありますし、また、施設だけではなくて、ソフト、子どもの多様な、低学年、高学年、中学生、高校生を含めて、どういう形をご利用いただくのが一番ふさわしいのかというのは、これからますます議論をしていかなければならない部分ですし、ミニ児童会館が全部整備されたときに、その後、バランスも考えてどうしていくのかということは、これからの課題であるだろうということです。そういう意味での附帯意見であろうと思っております。

○金子座長

ありがとうございました。

基本的に、ミニ児童会館は、ないところは増やしましょう、児童会館は、すべての中学校区にあるのですけれども、古くなった建物の解体と再建をどうしましょうというあたりにジレンマがあって、合築の話とリンクさせて今後進めていくということだろうと思います。

いかがでしょうか。

○秦委員

名称ですけれども、児童会館は市民に定着しているのではないのでしょうか。これは、今、変えた方がいいのでしょうか。うちの子たちも、児童会館、児童会館と言っています。

○金子座長

貴重なご意見でございますが、いかがですか。

○事務局（横井子ども企画課長）

それは、そういうご意見が結構盛り上がりまして、児童会館という名称を変える方法もあるのでしょうかけれども、もっと親しみやすいような愛称ですね。幅広い利用を考えて、これからの地域の子育て・子育て支援拠点として機能を高めていく中で、もうちょっとふさわしい愛称を募集するなんてことがあれば、さらに愛着度が増すというか、利用が増していくねというご意見だったと思います。

○金子座長

多世代の交流の拠点として、既に子育てサロンというものが、午前中を中心に、午後も少しかかって行われていまして、そこには、お母さんたちと子どもがいて、児童だけではないということで、たくさんの方がお見えになります。夕方は、高校生もぽつぽつ来たり、中学生も来るといふことがあるので、児童会館でいいのかどうかというところからもう一回議論して、我々が決めるというよりは、市民レベルで児童会館の重要性みたいなものを知ってもらうためには、名称ないしは愛称を公募したらどうだという話でございます。

いかがでしょうか。

○小川委員

7ページの附帯意見の最初のところですが、設計段階でワークショップなど書いてありまして、必ず実施するという事は、実施するととらえていいのですね。

○事務局（横井子ども企画課長）

ご提言をいただいて、これから札幌市の考え方をまとめたりしていくことになると思いますが、ここ最近、児童会館をつくってきたという例で言うと、平成17年から平成18年にかけての屯田北児童会館があります。愛称は屯珍館という児童会館ですが、あそこの児童会館をつくる時は、子どもも含めて結構議論をしたということでもあります。

それから、そのほかの児童会館とか、あとは、児童会館でなくても、市民が利用する地区センターも、今、新しくつくるときは、基本的に地域の方のご意見を、ワークショップなり集会を何回も開いて聞く形ですので、特に、ここでは、子どもを初めとした利用者ということで、子どもの参加をきちんとやっていくというご提言だと思います。もちろん、各個別の整備をするときにやっていくことになります。

○小川委員

やはり、地域のニーズに合ったものにするということでは、専門的なデザイナーの方だけではなくて、利用されている方の細かい意見を反映される施設になるということが、利用にも広がっていくと思います。ですから、子育て中にサロンでも使うということがあると思いますので、幅広いところから、ワークショップという形でなくても、専門的な設計段階のところでも声を取り入れるということをしていただけたらいいなと思います。

お願いします。

○金子座長

今の件については、ハード部門のご専門の小篠委員、何かございませんでしょうか。

○小篠委員

今、小川委員がおっしゃるとおりで、公共施設すべてに言えることだと思うのですが、あるプログラムで面積が決まって、その面積要綱の中で機能が決まっていて、それをひな形のようにこしらえていくという時代はもうとっくに終わったと認識しております。

利用する方の参画というものがなければ、その後の利用率が上がっていかないだろう、それから、冒頭にありましたように、持続的に使われていくというような効果は生まれていかないだろうと、今、まさに考えているわけです。

ここでは、設計段階でという断り書きが一つありますが、議論の中では、これは運営段階にも参画していくという可能性、そういう中でさまざまな企画を——今、指定管理で運営されておりますけれども、そこにユーザーサイドが参画していくことがあってもいいのではないかというお話をしていたことがあったと思います。

○金子座長

貴重なご意見をありがとうございました。

今、副座長と話をしていたのですが、我々の部会のように、どれくらいの利用実績があるかという数字が出されたのです。何人という余り細かいものでなくても、何千人ぐらいの単位で、今、委員の皆様方にお知らせした方がよろしいのではないかと思います。今、お手持ちの概略でよろしいので、お知らせいただけませんか。

○事務局（横井子ども企画課長）

総数をお話しするよりも、各館ごとの数をお話しした方がわかりやすいかと思います。

○金子座長

一番多いところの数とか、少ないとか、中くらいとかですね。

○事務局（横井子ども企画課長）

平均ですね。

平成23年度の数字ですけれども、児童会館は、1日平均で71人が利用されております。そのうち、先ほど申しましたけれども、65%ぐらいが小学生、9%が中・高校生、17%が一般の方です。一般の方というのは、子育てサロンに来られるお母さんも入っているわけですけれども、そういう状況です。

学校の中にあるミニ児童会館は、小学生だけの利用になりますので、1日44人という状況です。

その隔たりということと言いますと、今、データを持ち合わせておりませんが、確かに、学校の近くの児童会館は利用が多いということはございます。この提言書の中にありますけれども、位置関係において小学校から結構離れておりまして、中学校区に1館つくっていますから、小学校と小学校の間に置くということは、小学校の端だったりする場合があります。そういう状況も作用しているかと思いますが、今、その辺の数字は持ち合わせておりませんので、必要でありましたら、後ほど送らせていただきたいと思います。

○金子座長

どうもありがとうございました。

1日71人を多いと見るか、少ないと見るかですね。365日、1年間を通して、延べにするとかなりの数ではございます。リピーターがたくさんいて、全く使わない人ももちろんたくさんいるという内訳の部分もございます。ですから、今ご説明いただきましたように、65%が小学生であるという事実がありまして、9%が中・高校生であることも過去の調査でわかっております。そして、子育てサロンにお見えになるお母さんたちを入れて17%ということですので、このあたりの利用実績も考慮しながら、今後の対応を考えてい

こうという方向にしか行けないのではないかというのが、我々の部会での意見でございました。

このあり方については、数字は入っておりませんが、そこまでの数字を前に置いて、今後のことを少し議論したということでございます。

いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子座長

それでは、専門部会で取りまとめました提言書案を、当協議会の提言書として札幌市に提出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子座長

どうもありがとうございました。

認めていただいたということで、処理させていただきます。

これで、2つの議題は終了となりました。

大変申しわけありませんが、後でお見えになった新委員の山根委員に、ちょっとだけ自己紹介をお願いいたします。

○山根委員

今さらながらですが、おくれて来て大変申しわけありませんでした。

札幌地区連合の山根と申します。

自己紹介ということですが、今、私は、手稲区に住んでおりまして、2歳の子どもと小学校1年生になる子どもがいます。ちょうど小学生の子は手稲前田児童会館の方でお世話になっておりますし、2歳の娘は、最近、豊平区から引っ越してきてまして、手稲区の近場の保育所があいていないもので、まだ豊平区の保育所に通っているのです。ですから、仕事に行くときに、手稲区から豊平区に行って子どもを置いて、まち中の職場の方に通勤している事情があります。さっきのところではよかったですけれども、そういう事情がある家庭は結構あると思うのです。近くの保育所に入れるのが一番いいのだけれども、そこがいっぱいで、ちょっと離れたところなら入れますよと言われるのですが、そこに入ってしまうと、次の保育所がまた順番待ちで、自分の家の近くの保育所に入れられないという状況があるので、まずは、いったん入れるような仕組みがあればうれしいなと思います。

現状、そういう悩みも抱えていたりしますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○金子座長

どうもありがとうございました。

4. 報 告

○金子座長 それでは、議題は終わりましたが、報告を2件ちょうだいいたします。

まず、(1)の子ども・子育て関連3法についてお願いいたします。

○事務局(竹村計画担当課長)

子育て支援部計画担当課長の竹村でございます。

それでは、私から、お手元の資料に基づきまして、子ども・子育て関連3法の概要についてご説明をいたします。

お手元の資料3の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、我が国の子育てをめぐる現状と課題についてでございます。

今さらではございますけれども、急速な少子化が進行しております一方で、独身男女の9割が結婚意思を持っており、また、2人以上の子どもを持ちたいといった希望を持っているという現状がございます。

しかしながら、一方で、子ども・子育て支援が質、量ともに不足しておりまして、子育ての当事者であります保護者が抱く孤独感あるいは負担感が増加傾向を示す状況でございます。

また、今もお話ございましたけれども、働きたいと思う保護者の方が仕事を始めるに当たりまして、児童の保育を希望しても、必要なサービスを受けることができない、いわゆる待機児童となってしまうといったケースが都市部を中心に増加している状況でございます。さらには、子育て支援の制度、あるいは、財源といったものが、国の省庁ごとに縦割りでございまして、地域の実情に応じた保育サービスの提供が不十分であるという現状がございます。

こうしたことから、保育の量的な拡大、確保、また、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援を充実させるといったことを目的といたしまして、この関連3法が公布されたところでございます。

続きまして、2ページの3法の趣旨と主なポイントをご覧いただきたいと思います。

関連3法でございますが、これまでは、幼稚園部分については文部科学省、保育所部分につきましては厚生労働省というように、国の所管が分かれておりました。設立、運営が複雑でございました認定こども園制度を改め、所管を内閣府に統合いたしまして、特に幼保連携型認定こども園につきましては、その認可、指導監督の権限を北海道から札幌市に移譲することとされております。

また、この認定こども園でございますけれども、学校及び児童福祉施設と法的に位置づけるとしてございまして、さらに、認定こども園、幼稚園、保育所の各施設に対する給付を共通いたします施設型給付、また、小規模保育所、家庭的保育事業、これはいわゆる保育ママでございますが、あるいは、事業所内保育といったものに対する一体的な給付といたしまして、地域型保育給付を創設するものとされております。

さらには、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育、放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業と位置づけまして、これら事業の充実を図ることによって、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進いたしまして、先ほ

ど申しあげましたような各課題を解決しようとするものでございます。

次に、3ページの幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みをご覧いただきたいと思っております。

この3法を推進するに当たりましては、市町村が実施主体として位置づけられておりまして、その責務を果たすために、地域のニーズを的確に把握する調査に基づいて、市町村の子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画に従いまして、各市町村が給付事業を実施していくこととされております。これら給付事業の実施に当たりましては、消費税率の引き上げにより得られる恒久的な財源の確保を前提に、社会全体で費用負担を行う仕組みとなっております。

この給付事業の実施につきましては、各市町村の事業計画に基づいて行うこととなっておりますが、この計画の策定に当たりましては、有識者などから構成されます合議制の機関として、地方版子ども・子育て会議が参画・関与する仕組みを検討することが求められているところでございます。

この3法の施行でございますが、早ければ平成27年4月1日を予定しております。平成25年4月1日以降、国が設置する子ども・子育て会議において、順次、検討を進めるとされておきまして、この検討結果を受けまして、札幌市といたしましては、札幌市版の子ども・子育て会議を設置して、ニーズ量調査を踏まえた事業計画の策定に着手してまいりたいと考えているところでございます。

以上、大変雑駁ではございますけれども、今回の関連3法の要点のみをご説明させていただきましたが、この関連3法の施行に向けた準備作業などの詳細につきましては、今後、国におきましてさらに検討を加えまして、順次、政令などで示される予定となっております。そうした状況につきましては、逐次、情報提供をさせていただきますので、皆様のご意見をちょうだいしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○金子座長

ありがとうございました。

ご報告ですが、質問はありませんか。委員の先生方、よろしいですか。

○小川委員

8月からこういう話があったということで、ちょっと読ませていただいていたのですが、子ども・子育て会議が平成25年度からと書いてあって、札幌市がどのように対応するのかと、すごく興味深く思っていたところです。そして、きょうのお話は、説明だけだと思っていたのですが、札幌市版を行うというふうに聞かせていただいたのですが、来年4月1日から取り組んでいくということですね。

○事務局（横井子ども企画課長）

最後の報告事項にも関連しますので……。

○金子座長

委員の改選のときにその話が出ると思いますので、今のご質問は、その後で回答していただいた方がよろしいと思います。

○事務局（横井子ども企画課長）

今、説明しますか。

○金子座長

では、次の委員改選についてもあわせてお願いします。

○事務局（横井子ども企画課長）

冒頭にもちょっとお話を申し上げましたけれども、皆様方の任期は来月17日までということで、任期満了後は、いったん協議会を休会して、その間に国がいろいろな方向性を打ち出すと思います。それは、資料4にもありますように、平成25年度の冒頭に国の子育て会議をつくるわけです。国の基本指針というのは、平成25年度の中旬に出されるということでもありますので、それと同時進行で、国の状況を見ながら、子ども未来局で新しい会議である地方版子ども・子育て会議を設置しなければなりません。それについては、この次世代の協議会を母体としてつくることを今考えているところです。

したがって、皆様方のほかにどういう方が加わっていくのか、国の方は、子育ての当事者をきちんと地域の子育て会議には入れるようにというお話もございますので、そういうことを念頭に置きながら、新たな会議の持ち方について、先の話ですけれども、皆様方にお諮りをさせていただきながら進めたいと思います。

○金子座長

ありがとうございました。

それは、もうちょっと先というのは、具体的には来年の今ごろですか。

○事務局（浜部企画係長）

国の指針が示されなければできないのですが、国の方が、来年秋口、中旬と言っていますので、その後、札幌市の方でもすぐにできるような形にしたいと思っています。

○金子座長

そうすると、この後期計画の進捗状況を次世代育成支援対策推進協議会にお知らせをするということはやめるわけですか。

○事務局（横井子ども企画課長）

そうではなくて、通常、10月、11月にこの会議を設けておりますので、それと時期を合わせるような形でできればいいなと思っています。国の動向を見ながら、秋に何かが出されて云々というのではなくて、準備は年度当初早々から進めたいと思っていますので、しかるべき時点になりましたら、皆様方にも何らかのご相談を申し上げることがあるかと思っています。

○金子座長

ということでございますが、よろしいでしょうか。

もう一回、念のためにお尋ねしますが、次世代育成支援対策推進協議会は、12月17

日でなくなって解散して委員がいなくなるので、さっぽろ子ども未来プランの来年のご報告はないということですね。

○事務局（横井子ども企画課長）

今もそうですけれども、毎年、定例的にこの時期にご報告の会議を持たせていただいていますので、来年も、このぐらいの時期までには新しい会議を立ち上げるということと考えています。ただ、それは、国の基本指針の関係もございまして、必ずしも10月、11月かどうかはわかりませんが、同様の時期に開くように調整していきたいと思っております。

地方版子ども・子育て会議というものは、次世代の協議会の形を変えていくということを今考えていますので、さっぽろ子ども未来プランの進捗状況も、その会議の中でご報告申し上げて、ご承認をいただくような形をとることになると思います。

○金子座長

この協議会はなくなるけれども、引き継ぐ方に、今年度の事業計画の進捗状況は報告するという理解でよろしいですね。

○事務局（横井子ども企画課長）

はい。

○金子座長

ということでございます。委員の先生方、おわかりですか。

○小川委員

この名前はなくなるのですね。

○金子座長

この次世代育成支援対策推進協議会はなくなるのですね。

○事務局（横井子ども企画課長）

なくなるといいますか、子ども・子育て会議の方が、より大きな位置づけで設置されることになると思います。

○金子座長

昔からよく言う発展的解消ですね。

○事務局（横井子ども企画課長）

兼ねるという表現が正しいかと思います。平成26年度までは計画があるので、兼ねるということと考えています。

○小川委員

参加者がより広がるというふうなとらえでよろしいですか。

○事務局（横井子ども企画課長）

子育て会議の地方版をつくる場合は、先ほど申し上げましたけれども、子育ての当事者を入れてきちんと声を聞くようにという国の考え方もありますので、その詳細はわかりませんが、ちょっと広がる方向になるかと思っています。

○金子座長

どうもありがとうございました。

まだ不確定な要素もたくさんございますので、よくわからないこともあります。これで議題を2つ、それから、ご報告を2つ……。

○事務局（横井子ども企画課長）

座長、済みません、先ほど、児童会館のところで、秦委員の質問に後で資料でというふうにお話をしましたけれども、今ここでお話しした方がいいかと思います。

児童会館の利用の偏りですけれども、年間の総利用者数で、多いところは4万人近くの利用があります。その筆頭が、中央区の桑園児童会館の3万8,433人です。3万5,000人を超える利用の多い児童会館で言うと、円山とか、先ほど申し上げた屯珍館の屯田北とか、白石北郷の小学校と併設しているところです。

少ないところは、先ほど3万5,000人と言いましたが、その半分以下の1万5,000人というところもあります。少ないところで言いますと、中央区の苗穂はるにれば1万339人、それから、太平は1万5,000人を割っています。それから、もみじ台ともみじ台ふれあいです。もみじ台の2館はやはり1万5,000人を割っております。あとは、西岡、清田美しが丘、南区で言うと石山と常盤のあたりが少ないです。手稲区は前田しらかばです。それぞれ、小学校が統廃合されたとか地域の事情もありますけれども、そういう隔たりはあります。

○金子座長

ありがとうございました。

秦委員、よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりました本日の協議会をこれで終了させていただきます。

進行を事務局の方にお返しいたします。

ご協力をどうもありがとうございました。

○大谷内子ども未来局長

事務局で終了のごあいさつをさせていただく前に、一言、お礼とおわびを申し上げます。

まずは、この児童会館のあり方検討会議でございますけれども、冒頭にお話をさせていただいたかもしれませんが、実は、三十数年たっている児童会館について大規模修繕をしなければならないという問題意識で予算要求をしても、児童会館の将来的なあり方がどういうふうになるのか定まっていなければ大規模な修繕についても進められないという状況の中で、皆様をお願いしたところでございますけれども、このように立派な今後の将来形を示していただきました。小学校の活用、あるいは、ほかの施設の活用ということで、合築を含めた多世代交流を視野に入れた改築を進めるべきであるという結論をいただいたと思います。本当に、我々の願っているところの結論をいただきましたので、こういったものをベースにして、これから、教育委員会が主ですけれども、他部局と協議の上、子どもたちのためにいい施設をつくっていきたいと思っております。

それから、もう一点、おわびでございますけれども、今日は、たくさんいただいた質問に答えた上でご意見をいただく形で発展的に会を進めて、私どもがそれを参考にさせていただくということからすると、質問に全く答えられていないところがたくさんございました。おわびを申し上げます。

学びの手帳に始まりまして、特別支援の関係、幼保小の連携、5歳児健診がいつ始まるか、こんな基本的な件について答えられておりません。それから、情報の一元管理については、内部のクローズの情報という性格でございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、学校のいじめの支援の窓口についても答えておりませんが、我々は、この大変重要な問題について、教育委員会と協議してこの場で答えるべきでございますけれども、あやふやなままで答えられておりません。ご容赦いただきたいと思っております。

それから、ホットラインの関係でございますけれども、これは、たまたま社会福祉審議会が今週の月曜日にありまして、そこでも金子座長からご指摘をいただいたところでございます。論点は、幾つも番号があるのではなくて、一つの番号に統一して、市民にわかりやすくしたらどうかということかと思っておりますけれども、区役所の番号と児相の番号、ホットラインの番号をどういうふうにしてわかりやすくしていくか、早急に進めたいと思っております。強化プランの中でも関係機関との連携を強化すると宣言しておりますので、それがまだできていないことをおわびさせていただきます。

それから、秦委員の不安感のお話でございますけれども、アンケートのところで、子育てに対する不安感、負担感を持つ保護者の割合が多いところについての指摘の裏にあるのは、深読みをしますと、保育料と児童会館の料金について値上げしたことだと思います。こうしたことについて、我々がやるべきは、保育料を上げたことによって、何が市民に還元されるかということでございますので、待機児童を早急に解消するということで努力していきたいと思っております。それから、児童会館の料金につきましては、メニューのアップというところで、子どもたち、市民に還元していきたいと思っております。

そういうことで、きょうの反省を踏まえて、次回は、面々をそろえて、少なくとも教育委員会と保健福祉局の担当が出るようなところで調整させていただきます。

大変申しわけございませんでした。

今日は、ありがとうございます。

○事務局（横井子ども企画課長）

本日は、長い時間にわたりまして、ありがとうございます。

ご承認をいただいた平成23年度実施状況報告ですけれども、本日の議事録とあわせまして、後日、子ども未来局のホームページで公開いたします。

児童会館のあり方につきましても、この提言、それから、いろいろな市民の声、ワークショップなどを通じた利用者の意見、それから、現場の意見などもいただいておりますので、関係部局、特に教育委員会などと調整しながら、札幌市としての検討を続けていきます。

いと思っております。それほど時間はございませんので、来年度に向けて精力的にやっていきたいと思っております。

それと、今後の当協議会の予定といたしましては、先ほど申し上げましたとおりですので、新たな会議としての立ち上げで、再度ご案内をさせていただきます。座長、副座長には、これからその辺のご相談もさせていただきたいと思っております。基本的には、地方版の子育て会議の方に発展的に拡大していく形を考えております。

5. 閉 会

○事務局（横井子ども企画課長）

それでは、協議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上